

第三者によるケガや病気で 健康保険を使ったら **必ず届出**を!

第三者行為とは…

加害者である第三者の
不法行為により被害者が傷病を負うこと



自転車事故を含む

交通事故



けんか等の

傷害行為



食中毒



他人の
ペットに
咬まれた



＼ 示談の前に /

市町や国保組合の窓口にご相談ください!

第三者行為による治療で国民健康保険や後期高齢者医療保険を使用する場合、市町や国保組合へ届出を提出することが義務付けられています。

加害者からすでに治療費を受け取っていたり、示談が成立していると、保険で治療を受けることができない場合があります。



ご相談はこちら